

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中修正要綱

一 国庫は、基礎年金に係る国庫負担について、平成二十四年度及び平成二十五年度において、三十六・五パーセントの国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律に規定する年金特例公債の発行による収入金を活用し、当該額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担するものとするよう修正すること。

二 国家公務員共済組合制度、私立学校教職員共済制度及び地方公務員共済組合制度について、一の修正に準じて修正すること。

三 施行期日を公布の日又は財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第三条の規定の施行の日のいずれか遅い日に修正すること。